

社会福祉法人山口向陽会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和 7年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2年 5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施

<対策>

- 令和 2年 4月～ 社員の子育て状況の把握
- 令和 2年 5月～ 保育料・学童保育料の補助に関する社員への周知徹底